

神奈川県後期高齢者医療広域連合公告第13号

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第20条第1項、第66条の2第6項及び第67条第6項の規定に基づき、次のとおり神奈川県後期高齢者医療広域連合が交付した限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「限度額適用認定証等」という。）の更新を行います。

令和3年6月17日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒夫

1 限度額適用認定証等の更新期日

令和3年8月1日

2 限度額適用認定証等の更新時期

(1) 限度額適用認定証

令和3年7月20日から同年7月31日まで

(2) 限度額適用・標準負担額減額認定証

令和3年7月20日から同年7月31日まで

3 限度額適用認定証等の更新方法

(1) 限度額適用認定証

令和3年7月20日から同年7月31日までの間に郵送又は神奈川県内市区町村後期高齢者医療担当での交付により行います。

(2) 限度額適用・標準負担額減額認定証

令和3年7月20日から同年7月31日までの間に郵送又は神奈川県内市区町村後期高齢者医療担当での交付により行います。

4 限度額適用認定証等の効力

(1) 限度額適用認定証

現限度額適用認定証は令和3年7月31日限りで無効とし、新限度額適用認定証は交付の日から令和4年7月31日まで有効とします。

(2) 限度額適用・標準負担額減額認定証

現限度額適用・標準負担額減額認定証は令和3年7月31日限りで無効とし、新限度額適用・標準負担額減額認定証は交付の日から令和4年7月31日まで有効とします。